

令和6年度 函館市公共交通運転手確保事業費補助金 交付要領

1. 制度概要

函館市では、深刻化するバスおよびタクシーの運転手不足を受け、公共交通運転手の確保を図ることで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築することが必要と考え、公共交通事業者において、新たに公共交通運転手として従事する方の二種免許取得に係る費用を全額負担する場合に限り、その費用の最大半額を補助することで、公共交通事業者の二種免許取得費用支援制度の充実を支援し、公共交通運転手の確保を促進することで、公共交通ネットワークの維持確保を図ります。

2. 対象要件

新たに二種免許を取得し運転業務に従事する意思のある従業員に対し、その免許取得に係る対象経費の全額を負担し、下記の要件を全て満たす公共交通事業者を対象とします。

- (1) バス事業（路線バス、定期観光バス、観光貸切バス等）またはタクシー事業を営んでいること
- (2) 函館市内に主たる営業所を置いていること
- (3) 免許を取得する従業員に、免許取得後2年以上継続して運転業務に従事させること
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定される交通DX・GXによる経営改善事業（二種免許取得）の利用について、国からの要望調査へ応募していること

3. 補助対象経費

二種免許取得に係る、自動車教習所等へ支払う経費。

補助対象経費の例

入学金，適正検査料，学科教習料，技能教習料，効果測定料，教材費，写真代，検定料，保険料 等

※ 交通費や食費等，一部対象外となる経費があります。詳細はお尋ねください。

ただし、取得する自動車免許の区分に応じて、以下の金額を上限とする。

- ・大型第二種免許 一人あたり50万円
- ・中型第二種免許 一人あたり40万円
- ・普通第二種免許 一人あたり30万円

4. 補助割合

補助対象経費の2分の1

※ 国や北海道等からの同様の補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を控除した額の2分の1

5. 申請手続き

(1) 事前着手届の提出

対象となる従業員（対象者が複数の場合は、最も早く自動車学校に入学する者）の自動車教習所入学手続き前に、次の様式をご提出ください。

ア 函館市公共交通運転手確保事業費補助金事前着手届

（別記第1号様式）

(2) 交付申請書兼実績報告書の提出

対象となる従業員（対象が複数名の場合は、最も免許取得が遅い者）の免許取得後、速やかに下記の様式により申請ください。

ア 函館市公共交通運転手確保事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記第2号様式）

イ 補助事業等の実績書（共通第2号様式）

ウ 補助事業等の収支決算書（共通第4号様式）

エ 補助事業の支払いに係る領収書の写し

オ 二種免許取得者の運転免許証の写し

カ 補助対象経費を事業者が負担したことが確認できる書類

キ その他市長が必要と認める書類

5. その他

(1) 本補助金の交付を受けた事業者が虚偽またはその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、交付決定を取り消し、補助金を返還いただきます。

(2) 本補助金の交付を受けて二種免許を取得した従業員が、2年以内に運転業務に従事できなくなる場合は、予めご報告をいただきます。なお、従事できなくなる理由によっては、補助金の一部または全部を返還いただく場合がありますので、予めご了承ください。

【提出先・お問合せ先】

函館市企画部計画推進室交通政策課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3625

E-Mail: bus@city.hakodate.hokkaido.jp